

鹿児島工業高等専門学校専攻科における主要授業科目に関する申合せ

令和 8 年 6 月 16 日

専攻科委員会 承認

(趣旨)

第 1 この申合せは、本校専攻科における教育課程の適正な運用及び教育の質の確保を図るため、主要授業科目の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(主要授業科目の範囲)

第 2 専攻科の教育課程における主要授業科目は、原則として教育課程表に定める必修科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、専攻科委員会が必要と認めた場合は、選択必修科目その他教育課程の中核となる科目を主要授業科目に含めることができる。

(その他)

第 3 この申合せの運用に関し必要な事項は、専攻科委員会において審議する。

附 則

この申合せは、令和 8 年 6 月 16 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。